省　令

○総務省令第八号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、全国消費実態調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月二十日

総務大臣　新藤　義孝

全国消費実態調査規則の一部を改正する省令

全国消費実態調査規則（昭和五十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十一年に実施する」を「実施年に行う」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第十二号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第三項の規定に基づき、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月二十日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二に次の一号を加える。

四　船舶所有者の事業　百分の三十五

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。